

地籍調査にご協力を



市では、平成十四年度から地籍調査に着手しました。本年度は昨年度に土地の境界を確認していただいた区域での測量と閲覧していただいた区域での修正、および泉町・土岐津町・肥田町の一部において土地の境界を確認していただく工程を予定しています。

地籍調査とは？

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査・測量し、地籍図および地籍簿を作成するものです。また、地籍調査の成果は、国の認証を得た後、法務局に送付され、登記に反映されます。

なぜ調査が必要なの？

法務局にある現在の地図は、明治時代の地租改正に

よって作られた地図（公図または字絵図）を基にしたものが多く、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地境界の実態を正確に把握することができません。

また、長い年月の間に行われた土地の異動（分合筆、売買、相続）が未登記となつたままで、現地と大きく食い違いが生じている場合などもあります。

このため、一筆ごとの土地について地籍調査を行い、最新の測量技術を駆使した精度の高い「地籍図」および「地籍簿」を作成する必要があります。

地籍調査のメリットは？

地籍調査を行うと、
・土地の境界によるトラブルを未然に防ぐことができる。

・万一の災害などで土地の形状が変わってしまった場合に、元の位置を正確かつ早期に復元できる。
・面積や境界がはっきりするため、土地取引が円滑化できる。

・土地の実態を正確に反映できるため、適正な課税がされる。
・公共工事およびまちづくりが円滑化できる。

この事業では、現地境界の確認（立ち会い）などをしていただきますが、直接の費用負担はありません。土地の境界を確認する地区では、順次地元説明会を開催する予定です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、地籍調査推進室（内線505）へどうぞ。

地籍調査事業実施区域図

